

# 第2回WEBセミナー

■学ぼう！外国人材の受入れについて シリーズ① (入門編)

# トピック

- 外国人を雇用する理由
- 外国人雇用のしくみ
- 在留資格（全体）について
- 在留カードについて

# トピック

## 外国人を雇用する理由

外国人雇用のしくみ

在留資格（全体）について

在留カードについて

## 近畿の5月の求人倍率

|           |                     |
|-----------|---------------------|
| 大阪        | 1.33 (▲0.15)        |
| 京都        | 1.24 (▲0.12)        |
| 奈良        | 1.24 (▲0.08)        |
| 兵庫        | 1.05 (▲0.08)        |
| 和歌山       | 1.02 (▲0.12)        |
| <b>滋賀</b> | <b>0.93 (▲0.15)</b> |
| 近畿        | 1.20 (▲0.13)        |
| 全国        | 1.33 (▲0.12)        |

(注) 季節調整値。() は前月比。▲はマイナス

(日本経済新聞 2020/6/30)

## 雇用情勢

有効求人倍率：1.20倍

前月比0.12ポイント減

※1974年以来の大きな下落幅

コロナ禍の影響による解雇、雇い止め

32,348人（見込みを含）

人材不足の解消



優秀な人材確保

ダイバーシティ



事業活動の  
グローバル化

外国人を雇用する4つの理由

# ○ 人材不足の解消

## 社会情勢

- 生産年齢人口の減少
- 就業者数の減少
- 少子高齢化

### 適材適所・人材活用:

国籍にこだわらない幅広い求人により、必要な人材を募集。

---

### マネジメントへの影響:

単なる人手不足の解消ではなく、外国人を雇用する効果を確認。

---

### 対策の選択肢:

根本的な解決策としての唯一な施策ではなく、解消に向けた選択肢の増加につなげる。

# ○ 優秀な人材確保

## 社会情勢

- 離職率（14.6%）
- 中途採用の増加
- 少子高齢化

### 採用範囲の拡大:

企業ならではの人材を確保することに注視。

### 多文化共生:

異なった価値観や文化による、新たな視点の投入。

### 職場環境の活性化:

斬新なアイデアの創出により、従業員間の活性が見込める

# ダイバーシティ

## とりまく状況

- 性別・年齢等にかかわらず活躍できる社会
- ライフステージによる働き方の変化
- 制度変化への対応

### 言語対応:

サービスの基本として、言語対応の標準化。

---

### 価値観の多様化:

個人の価値観に対応する柔軟さが求められる社会。

---

### 多様性の受容:

多文化共生の一端を担い、活力のある組織づくりとなる。

# 事業活動の グローバル化

## とりまく状況

- ICT技術の進歩
- 内需の縮小
- グローバル化

### 海外展開:

スムーズな企業活動への足掛かり的存在になる。

### 観光客への対応:

言語プラス文化的な側面への有効なアプローチ。

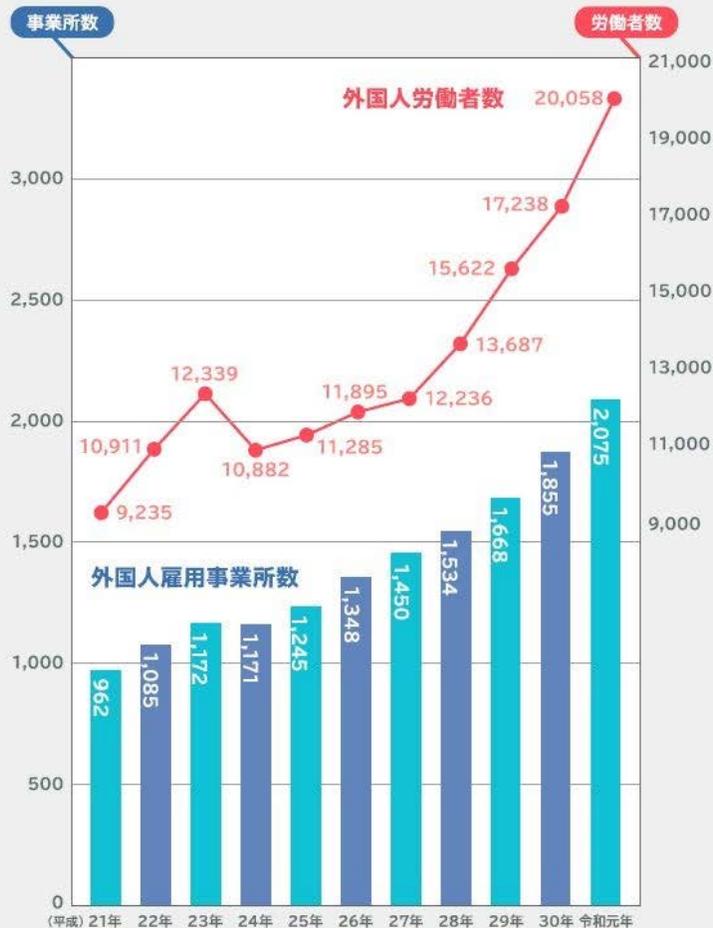
### チャンネル開拓:

輸出企業における現地との新規チャンネルに直結。

## 外国人労働者を雇用している滋賀県内の 事業所及び外国人労働者の状況

2019年10月末現在、外国人労働者を雇用している事業所数は  
2,075事業所、外国人労働者数は20,058人となっています。

### ■外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移



※滋賀県労働局資料(令和2年)

## 滋賀県内の就労状況

7年連続で増加傾向  
過去最高の数字

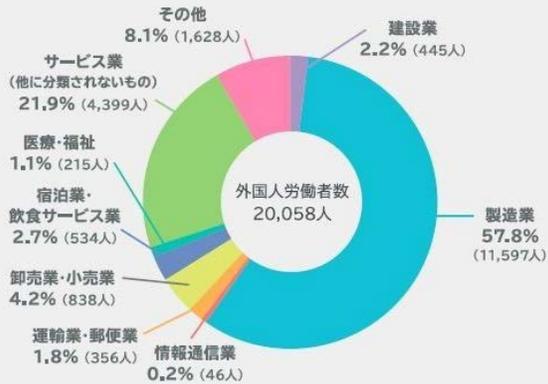
全国の外国人労働者数：約166万人

滋賀県の割合：全国の約2%

## 産業別にみた外国人労働者の就労形態

産業別にみると、「製造業」が57.8%を占め、次いで「サービス業(他に分類されないもの)」が21.9%となっており、2業種で全体の約8割となっています。労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数は、「製造業」全体で雇用される外国人労働者の36.8%にあたる4,262人、「サービス業(他に分類されないもの)」で同87.4%にあたる3,844人となっています。

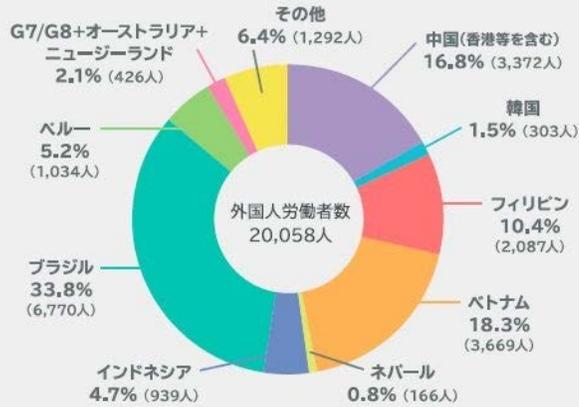
■産業別外国人労働者の割合



## 外国人労働者の属性

国籍別にみると、ブラジルが外国人労働者数全体の33.8%を占め、次いでベトナム18.3%、中国(香港等を含む)16.8%の順となっています。

■国籍別外国人労働者の割合



## 外国人労働者の在留資格

在留資格別にみると、「身分に基づく在留資格」が外国人労働者全体の55.1%を占め、次いで、技能実習生等の「技能実習」が25.9%、「専門的・技術的分野の在留資格」が13.3%となっています。

■在留資格別外国人労働者数の割合



# 滋賀県の外国人労働者の状況

県内：20,058人が就労

雇用している事業所数：2,075

# トピック

- 外国人を雇用する理由
- 外国人雇用のしくみ**
- 在留資格（全体）について
- 在留カードについて

パターン①  
海外から来日する外国人



パターン②  
日本に滞在している外国人



受入の流れはパターンで考える

雇用契約の締結

在留資格認定証明書交付申請  
(地方出入国在留管理局)

在留資格認定証明書交付  
※交付された証明書を海外の外国人に発送する

在外公館に査証申請  
※在留資格認定証明書を提出する

査証発給

入 国  
※入国審査後、在留カードが交付

受入機関で就労を開始する

# 外国人受入の流れ

パターン①  
海外から来日する外国人のケース

＜主な在留資格＞  
技能実習  
特定技能  
技術・人文知識・国際業務

# 労働条件通知書

## 労働条件通知書

|  |  |
|--|--|
| 年 月 日  |  |
| 事業場名称・所在地<br>使用者 職 氏 名   |  |
| 契約期間   | 期間の定めなし、期間の定めあり(※) ( 年 月 日～ 年 月 日)   |
| 就業の場所  |  |
| 従事すべき業務の内容   |  |
| 始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換<br>(1)～(5)のうち該当するもの一つに○を付けること。)、所定時間外労働の有無に関する事項 | 1 始業・終業の時刻等<br>(1) 始業 ( 時 分) 終業 ( 時 分)<br>【以下のような制度が労働者に適用される場合】<br>(2) 変形労働時間制等；( ) 単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。<br>[ 始業 ( 時 分) 終業 ( 時 分) (適用日 ) ]<br>[ 始業 ( 時 分) 終業 ( 時 分) (適用日 ) ]<br>[ 始業 ( 時 分) 終業 ( 時 分) (適用日 ) ]<br>(3) フレックスタイム制；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。<br>(ただし、フレックスタイム (始業) 時 分から 時 分、<br>(終業) 時 分から 時 分、<br>タイム 時 分から 時 分)<br>(4) 事業場外みなし労働時間制；始業 ( 時 分) 終業 ( 時 分)<br>(5) 裁量労働制；始業 ( 時 分) 終業 ( 時 分) を基本とし、労働者の決定に委ねる。<br>○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条<br>2 休憩時間 ( ) 分<br>3 所定時間外労働の有無<br>( 有 (1週 時間、1か月 時間、1年 時間)、無 )<br>4 休日労働 ( 有 (1か月 日、1年 日)、無 ) |
| 休日及び勤務日  | ・定休日；毎週 曜日、国民の祝日、その他 ( )<br>・非定休日；週・月当たり 日、その他 ( )<br>・1年単位の変形労働時間制の場合一年間 日 (勤務日)<br>毎週 ( )、その他 ( )<br>○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条  |
| 休暇   | 1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日<br>継続勤務6か月以内の年次有給休暇 (有・無)<br>→ か月経過で 日<br>2 その他の休暇 有給 ( )<br>無給 ( )<br>○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条<br>(次頁に続く)   |

# 労働条件通知書

## <ポイント>

業務内容、給与、雇用予定期間等の労働条件を明示する。

労働条件通知書も雇用契約書も記載事項は同じ。

相違点・・・署名捺印の仕方



雇用契約書 = 双方 (企業と社員)  
 労働条件通知 = 片方のみ (企業)

# 在留資格認定証明書

別記第六号の四様式(第六条の二関係)

在留資格認定証明書  
CERTIFICATE OF ELIGIBILITY

日本国政府法務省  
Ministry of Justice, Japanese Government

番号 No. \_\_\_\_\_

|                               |                       |          |
|-------------------------------|-----------------------|----------|
| 氏名<br>Name                    | 性別 男 女<br>Sex M F     | 写真 photo |
| Family Name Given Name        |                       |          |
| 国籍・地域<br>Nationality / Region | 生年月日<br>Date of Birth | 年 月 日    |

日本での職業及び(進学)等  
Profession or Occupation/Organization to be employed or to study in Japan

上記の者は、次の在留資格に関して出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号に掲げる上陸のための条件に適合していることを証明します。  
Under the following status, it is hereby certified that the above-mentioned person meets requirement for the landing provided in Article 7, Paragraph 1, Item 2 of the Immigration-Control and Refugee-Recognition Act.

在留資格  
Status ( )

年 月 日

QRコード

Director General of the Nagasaki Regional Immigration Services Bureau

(注意) Notice

- 本証明書は、上陸の許可そのものではなく、本証明書を所持していても、在外公館において査証を取得していない場合は上陸許可されません。  
This certificate is not an entry permit. Even if you have this certificate, you are not admitted into Japan unless you get an entry visa at a Japanese Embassy or Consulate abroad.
- 本証明書は、上記の年月日から3月以内に査証と共に入国審査官に提出して上陸の申請を行わないときは、効力を失います。  
This certificate should be submitted to an Immigration Inspector with an entry visa for the landing permission at the port of entry, and shall cease to be valid if the application for landing permission is not filed within 3 months from the date of issue.
- 本証明書は、上陸の許可を保証するものではなく、他の上陸のための条件に適合しない場合又は事情の変更があった場合は上陸を許可されないことがあります。  
This certificate does not guarantee the entry of the person concerned. In case that an applicant does not fulfill other requirements for landing or the relevant circumstances are found to be changed, the landing permission would be denied.

# 在留資格認定証明書

法務大臣があらかじめ在留資格の該当性を審査し、条件に適合していることの証明書

目的：入国審査手続きの簡易迅速、効率化を図る

外国人が在外公館に提示



査証発給に係る審査は迅速に進む

※入国港での上陸審査も簡易迅速

審査期間・・・申請から交付までの期間は  
1ヶ月～3ヶ月

# 在留資格認定証明書

別記第六号の四様式(第六条の二関係)  
在留資格認定証明書  
CERTIFICATE OF ELIGIBILITY  
日本国政府法務省  
Ministry of Justice, Japanese Government 番号 No. -

|                              |                       |          |
|------------------------------|-----------------------|----------|
| 氏名<br>Name                   | 性別 男 女<br>Sex M F     | 写真 photo |
| Family Name Given Name       |                       |          |
| 国籍・地域<br>Nationality /Region | 生年月日<br>Date of Birth | 年 月 日    |

日本での職業及び(通学)等  
Profession or Occupation/Organization to be employed or to

不交付

在留資格  
Status ( )

QR  
コード

Director General of the Nagasaki Regional Immigration Services Bureau

(注意) Notice

- 1 本証明書は、上陸の許可そのものではなく、本証明書を所持していても、在外公館において査証を取得していなれば上陸許可されません。  
This certificate is not an entry permit. Even if you have this certificate, you are not admitted into Japan unless you get an entry visa at a Japanese Embassy or Consulate abroad.
- 2 本証明書は、上記の年月日から3月以内に査証と共に入国審査官に提出して上陸の申請を行わないときは、効力を失います。  
This certificate should be submitted to an Immigration Inspector with an entry visa for the landing permission at the port of entry, and shall cease to be valid if the application for landing permission is not filed within 3 months from the date of issue.
- 3 本証明書は、上陸の許可を保証するものではなく、他の上陸のための条件に適合しない場合又は事情の変更があった場合は上陸を許可されないことがあります。  
This certificate does not guarantee the entry of the person concerned. In case that an applicant does not fulfill other requirements for landing or the relevant circumstances are found to be changed, the landing permission would be denied.

## 在留資格認定証明書が 不交付の場合

不交付の理由を尋ねる。



その理由に応じた立証資料などをそろえて、  
再度、交付申請。

申請時にはコピーを取っておくと再検討し易い。

証明書の再発行は不可なので、  
紛失した場合も再度、交付申請。

# 在留資格認定証明書

別記第六号の四様式(第六条の二関係)  
在留資格認定証明書  
CERTIFICATE OF ELIGIBILITY

日本国政府法務省  
Ministry of Justice, Japanese Government 番号 No. -

|                               |                       |          |
|-------------------------------|-----------------------|----------|
| 氏名<br>Name                    | 性別 男 女<br>Sex M F     | 写真 photo |
| Family Name Given Name        |                       |          |
| 国籍・地域<br>Nationality / Region | 生年月日<br>Date of Birth | 年 月 日    |

日本での職業及び(通学)等  
Profession or Occupation/Organization to be employed or to study in Japan

上記の者は、次の在留資格に関して出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号に掲げる上陸のための条件に適合していることを証明します。  
Under the following status, it is hereby certified that the above-mentioned person meets requirement for the landing provided in Article 7, Paragraph 1, Item 2 of the Immigration-Control and Refugee-Recognition Act.

在留資格  
Status ( )  
年 月 日

QRコード  
Director General of the Nagasaki Regional Immigration Services Bureau

(注意) Notice

- 本証明書は、上陸の許可そのものではなく、本証明書を所持していても、在外公館において査証を取得していない場合は上陸許可されません。  
This certificate is not an entry permit. Even if you have this certificate, you are not admitted into Japan unless you get an entry visa at a Japanese Embassy or Consulate abroad.
- 本証明書は、上記の年月日から3月以内に査証と共に入国審査官に提出して上陸の申請を行わないときは、効力を失います。  
This certificate should be submitted to an Immigration Inspector with an entry visa for the landing permission at the port of entry, and shall cease to be valid if the application for landing permission is not filed within 3 months from the date of issue.
- 本証明書は、上陸の許可を保証するものではなく、他の上陸のための条件に適合しない場合又は事情の変更があった場合は上陸を許可されないことがあります。  
This certificate does not guarantee the entry of the person concerned. In case that an applicant does not fulfill other requirements for landing or the relevant circumstances are found to be changed, the landing permission would be denied.

# 在留資格認定証明書

新型コロナウイルス感染症の拡大予防措置  
有効期限3ヶ月 ⇒ (特例) 有効期限の延長

<対象条件>  
2019年10月1日～2021年1月29日の期間に  
作成されたもの

<有効とみなす期間>  
入国制限措置が解除された日から6ヶ月、  
又は、  
2021年4月30日まで

いずれか  
早い日付

<注意点>  
在留資格認定証明書交付



入国許可

# 外国人受入の流れ

## パターン②

日本に滞在している外国人

### <主な在留資格>

特定技能

技術・人文知識・国際業務

### <在留資格変更許可申請の審査期間>

目安：2週間～1ヶ月

留学生  
(国内)

本人申請  
が原則

雇用契約の締結

在留資格変更許可申請  
(地方出入国在留管理局)

在留資格変更許可

※地方出入国在留管理局から新しい在留カードが交付

受入機関で就労を開始する

# 外国人受入の流れ

## パターン②

日本に滞在している外国人

＜国内で既に就労している外国人の転職＞  
転職先の業務内容が、現在と全く違う場合は、  
「在留資格変更許可申請」が必要

転職先の業務内容が、現在の在留資格の範囲内であれば、「在留資格変更」は不要。  
しかし、「就労資格証明書」を取得を推奨。

雇用契約の締結

在留資格変更許可申請  
(地方出入国在留管理局)

在留資格変更許可

※地方出入国在留管理局から新しい在留カードが交付

受入機関で就労を開始する

## 就労資格証明書

別記第二十九号の六様式（第十九条の四関係） 日本国政府法務省

番号

### 就 労 資 格 証 明 書

氏 名  
国籍・地域  
年 月 日生（男 女）  
旅券番号  
在留カード番号／特別永住者証明書番号  
在留資格（在留期間）

上記の者は、本邦において下記の活動を行うことが認められていることを証明します。

記

◎ 活動の内容

◎ 就労することができる期限  
年 月 日 まで  
年 月 日

（注）本証明書の所持人の確認は、旅券又は在留カード／特別永住者証明書により行ってください。

# 就労資格証明書

外国人の在留資格が、転職先の業種、業務内容に該当しているかを判断することは難しい。



就労資格証明書によって該当性を確認することが可能

就労資格証明書の取得は必須ではない。

目的：外国人と雇用主の双方の利便性を図るもの

在留期間更新許可申請時の審査がスムーズ

審査期間：1ヶ月～3ヶ月（目安）

# トピック

外国人を雇用する理由

外国人雇用のしくみ

**在留資格（全体）について**

在留カードについて

# 在留資格とは

ビザ = 査証

<通称名>

就労ビザ、永住ビザ = 在留資格

<制度上>

在留資格別に、就労可 or 就労不可で分けられている

<ポイント>

雇用する場合、外国人は就労可の在留資格に該当することが必要。

# 在留資格一覽表



## 就労が認められる在留資格（活動制限あり）

| 在留資格           | 該当例                       |
|----------------|---------------------------|
| 外交             | 外国政府の大使、公使等及びその家族         |
| 公用             | 外国政府等の公務に従事する者及びその家族      |
| 教授             | 大学教授等                     |
| 芸術             | 作曲家、画家、作家等                |
| 宗教             | 外国の宗教団体から派遣される宣教師等        |
| 報道             | 外国の報道機関の記者、カメラマン等         |
| 高度専門職          | ポイント制による高度人材              |
| 経営・監理          | 企業等の経営者、管理者等              |
| 法律・会計事務        | 弁護士、公認会計士等                |
| 医療             | 医師、歯科医師、看護師等              |
| 研究             | 政府関係機関や企業等の研究者等           |
| 教育             | 高等学校、中学校等の語学教師等           |
| ● 技術・人文知識・国際業務 | 機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等 |
| ● 企業内転勤        | 外国の事務所からの転勤者              |
| ● 介護           | 介護福祉士                     |
| ● 興行           | 俳優、歌手、プロスポーツ選手等           |
| ● 技能           | 外国料理の調理師、スポーツ指導者等         |
| ● 特定技能（注1）     | 特定産業分野（注2）の各業務従事者         |
| ● 技能実習         | 技能実習生                     |

（注1）平成31年4月1日から

（注2）介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関係産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業

（平成30年12月25日閣議決定）

## 身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

| 在留資格     | 該当例                               |
|----------|-----------------------------------|
| 永住者      | 永住許可を受けた者                         |
| 日本人の配偶者等 | 日本人の配偶者・実子・特別養子                   |
| 永住者の配偶者等 | 永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子 |
| 定住者      | 日系3世、外国人配偶者の連れ子等                  |

## 就労の可否は指定される活動によるもの

| 在留資格 | 該当例                   |
|------|-----------------------|
| 特定活動 | 外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等 |

## 就労が認められない在留資格（※）

| 在留資格 | 該当例                 |
|------|---------------------|
| 文化活動 | 日本文化の研究者等           |
| 短期滞在 | 観光客、会議参加者等          |
| 留学   | 大学、専門学校、日本語学校等の学生   |
| 研修   | 研修生                 |
| 家族滞在 | 就労資格等で在留する外国人の配偶者、子 |

※資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

# トピック

- 外国人を雇用する理由
- 外国人雇用のしくみ
- 在留資格（全体）について
- 在留カードについて**

# 在留カード

日本に中長期滞在する外国人は所持している。

## <記載事項・表>

- ①氏名
- ②在留カード番号
- ③生年月日、性別
- ④国籍
- ⑤住居地
- ⑥在留資格
- ⑦就労制限の有無
- ⑧在留期間（満了日）
- ⑨許可の種類
- ⑩許可年月日、交付年月日
- ⑪在留カードの有効期限
- ⑫顔写真

## <記載事項・裏>

- ⑬住居地
- ⑭資格外活動許可
- ⑮更新許可申請

## <在留カードの対象外、不交付の例>

- 「外交」「公用」
- 3月以下の在留期間（短期滞在など）
- 旅券に後日交付の旨が記載されている場合



# 外国人雇用状況の届出

雇用保険被保険者資格取得届、資格喪失届外国人労働者在留カード番号記載用【別様式】

1. 事業所番号

4 9 0 0 - 0 0 0 1 1 1 - 0

記載例

2. 事業所名

株式会社厚生労働商店

3. 在留カード番号記載欄

|    | 個人別票の<br>枝番号<br>(※1) | 被保険者番号<br>(※2) | 氏名(ローマ字) | 在留カード番号記載欄<br>(※在留カードの右上に記載されている12桁の英数字) |   |        |   |   |   |   |   |   |   |    |   |
|----|----------------------|----------------|----------|--|---|--------|---|---|---|---|---|---|---|----|---|
|    |                      |                |          | 英字                                       |   | 数字(8桁) |   |   |   |   |   |   |   | 英字 |   |
| 1  | 1                    | H010110        | ABCDEF   | A  | B | 1      | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | C  | D |
| 2  | 2                    | S631023        | GHIJKLM  | A  | B | 2      | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | C  | D |
| 3  |                      |                |          |  |   |        |   |   |   |   |   |   |   |    |   |
| 4  |                      |                |          |  |   |        |   |   |   |   |   |   |   |    |   |
| 5  |                      |                |          |  |   |        |   |   |   |   |   |   |   |    |   |
| 6  |                      |                |          |  |   |        |   |   |   |   |   |   |   |    |   |
| 7  |                      |                |          |  |   |        |   |   |   |   |   |   |   |    |   |
| 8  |                      |                |          |  |   |        |   |   |   |   |   |   |   |    |   |
| 9  |                      |                |          |  |   |        |   |   |   |   |   |   |   |    |   |
| 10 |                      |                |          |  |   |        |   |   |   |   |   |   |   |    |   |
| 11 |                      |                |          |  |   |        |   |   |   |   |   |   |   |    |   |
| 12 |                      |                |          |  |   |        |   |   |   |   |   |   |   |    |   |
| 13 |                      |                |          |  |   |        |   |   |   |   |   |   |   |    |   |
| 14 |                      |                |          |  |   |        |   |   |   |   |   |   |   |    |   |
| 15 |                      |                |          |  |   |        |   |   |   |   |   |   |   |    |   |
| 16 |                      |                |          |  |   |        |   |   |   |   |   |   |   |    |   |
| 17 |                      |                |          |  |   |        |   |   |   |   |   |   |   |    |   |
| 18 |                      |                |          |  |   |        |   |   |   |   |   |   |   |    |   |
| 19 |                      |                |          |  |   |        |   |   |   |   |   |   |   |    |   |
| 20 |                      |                |          |  |   |        |   |   |   |   |   |   |   |    |   |

※1 「雇用保険被保険者取得届(連記式)個人別票」に添付する場合のみ記入。

※2 生年月日の記載例: 「平成元年1月10日生の場合」 → 「H010110」 (※大正: T、昭和: S、平成: H)

## 外国人を雇用した際の手続き

事業所を管轄するハローワークに届出が必要

在留カードの番号の記載が必要 (2020年3月~)

届出を怠ると罰則もある。

届出のタイミングは、雇い入れ時と離職時

外国人が雇用保険被保険者に該当しない場合は、「雇用状況届出書」を提出



# ご視聴 ありがとうございました

引き続き、WEBアンケートへのご協力をお願い致します。

ご質問等のある方は、マイクのミュートを解除してご発言下さい。



**次回 WEBセミナーのお知らせ**  
**【 学ぼう！ 外国人材の受入れについて シリーズ② 】**

**2020年8月28日(金) 14 : 00 – 15 : 00**

**在留資格「技術・人文知識・国際業務」について  
わかりやすく解説します。**

当センターでは、専門知識を持つ相談員(行政書士)が  
外国人材の受入れに関するご相談に無料で対応しております。

**お問い合わせ先**  
**滋賀県外国人材受入サポートセンター**  
**TEL : 077-523-7660 (FAX : 077-523-7666)**  
**E-mail : support@shiga-gsc.com**  
**http://shiga-gsc.com/**

ご来場時はマスク  
のご持参と  
ご着用をお願い致  
します。



**END**